官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

目次

〔告　示〕
○政治資金規正法の規定により、政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった旨を公表する件（**総務**二三六）　一
○日本国に帰化を許可する件（**法務**三五九）
○租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書のグアテマラ共和国による批准に関する件（**外務**二六八）　二
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（**財務**二〇五）
○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程の一部を改正する告示（**文部科学**一〇〇）　三
○保安林の指定をする件（**農林水産**一二九五～一三〇二）
○家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件（**同**一三〇三）　四
○道路に関する件（**東北地方整備局**一八六）
○道路に関する件（**関東地方整備局**二一八）
○道路に関する件（**北海道開発局**一三一～一三九）
〔**人事異動**〕
内閣　法務省
〔**叙位・叙勲**〕
〔**皇室事項**〕
〔**官庁報告**〕
官庁事項
東北地方整備局公示（東北地方整備局）
中国地方整備局公示（中国地方整備局）
登録実施機関の登録事項の変更について（関東運輸局）
労　働
船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示（交通政策審議会）
〔**公　告**〕
諸事項
官庁
有権者申出方関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、承認援助関係
特殊法人等
平成二十八年度財務省共済組合の決算関係
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他

告　示

○総務省告示第二百三十六号

次の団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第二項の規定により、平成二十九年六月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定に基づき公表する。

平成二十九年七月二十八日　　総務大臣　高市　早苗

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
衆議院議員菅野さちこ政治活動後援会	菅野佐智子	丸山　卓也	東京都千代田区永田町二―一―二
タンポポ党	二川　智之	長谷川貴大	埼玉県さいたま市岩槻区釣上新田五八一―一七

○法務省告示第三百五十九号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十九年七月二十八日　　法務大臣　金田　勝年

住所　大阪府茨木市庄１丁目９番26―711号
金武星　平成８年５月20日生
住所　堺市堺区神南辺町２丁76番地１
林昕穎　平成10年11月27日生
住所　大阪市生野区小路２丁目19番18号
禹昌範　昭和31年３月７日生
安優子　昭和31年７月10日生
住所　堺市中区小阪187番地13
劉海東　昭和59年10月24日生
劉正皓　平成21年８月21日生
住所　横浜市保土ケ谷区明神台３番１―903号
マヌエル・エンリケ・オカヤマ・マンリケ　昭和49年６月２日生
住所　横浜市青葉区荏田町353番地１
マーク・モンターノ　昭和61年12月20日生
住所　横浜市神奈川区羽沢町1200番地１
李永信　昭和56年８月24日生
住所　横浜市磯子区洋光台２丁目３番１―303号
ムワスイ・マコンゴロ・モンガテコ　昭和54年３月６日生
住所　横浜市鶴見区生麦１丁目５番22―701号
李多英　平成３年７月21日生
李官律　平成４年11月29日生
李唯　平成26年５月１日生
住所　横浜市青葉区すすき野２丁目３番地
王知睿　平成５年３月18日生
住所　横浜市中区本牧元町48番14号
朴慧婷　平成16年４月23日生
住所　横浜市泉区上飯田町1331番地
サー・オカ　平成４年１月11日生
住所　横浜市港北区高田西１丁目６番21―515号
馬妍　昭和52年11月27日生
住所　横浜市中区西之谷町118番地５
トルオン・シウ・ジン　平成４年11月11日生
住所　川崎市宮前区野川2608番地１
ヒサコ・タケウチ・マツイ・スパンゲロ　昭和33年10月３日生
住所　川崎市高津区久末７番地15
シペーレ・マキウチ・スパンゲロ　昭和59年２月25日生
住所　神戸市兵庫区芦原通６丁目１番11―１号
ファム・ティ・トゥ・フォン　平成３年10月22日生
住所　東京都立川市曙町３丁目12番12号
張克川　昭和43年９月21日生
住所　茨城県かすみがうら市稲吉東４丁目12番11号
張佳威　平成６年４月１日生
住所　愛知県豊川市豊川町仁保通６番地１
劉璐　平成２年４月９日生
住所　静岡市駿河区西脇1116番地１
ミヨ・ミャット・マウン　昭和54年10月18日生
住所　愛知県安城市二本木町二本木101番地18
ジョナタス・ウエダ　平成５年７月10日生
住所　栃木県宇都宮市錦３丁目３番８号
王渺渺　昭和55年２月18日生
住所　茨城県日立市高鈴町５丁目５番５号
ジェイミ・シグア・ヤマザキ　昭和53年６月25日生

住所　東京都文京区音羽２丁目11番12―605号
趙剛　昭和52年１月２日生
馬小芳　昭和57年２月15日生
趙渙然　平成16年４月20日生
趙漢唐　平成21年７月２日生
住所　埼玉県所沢市小手指町３丁目２番地11
鄭幸美　昭和36年３月９日生
住所　埼玉県朝霞市朝志ケ丘１丁目２番３―307号
李寧　昭和59年10月20日生
住所　さいたま市中央区円阿弥７丁目３番20号
金綾子　昭和51年８月24日生
住所　さいたま市浦和区領家５丁目10番11号
朴康一　昭和56年３月13日生
住所　埼玉県川口市西川口３丁目29番１―1005号
薛奈央子　昭和63年４月19日生
住所　東京都江戸川区平井６丁目70番13号
宋亮子　昭和32年２月22日生
住所　岐阜県美濃加茂市本郷町７丁目８番12号
ファビオ・ヤスオ・シマダ　昭和57年５月16日生
ヒリザベス・ルミ・シマダ　昭和52年11月９日生
ガブリエル・ツバサ・シマダ　平成21年２月25日生
ベアトリス・ヒナタ・シマダ　平成27年３月３日生
住所　愛知県豊田市宝来町４丁目758番地81
綦麗娜　昭和55年２月26日生
住所　大阪府八尾市南本町６丁目２番21号
ゴ・ニャット・ヒュウ　昭和61年４月２日生
ゴ・ニャット・タオ　平成19年８月８日生
住所　大阪府東大阪市柏田本町８番４号
マリア・ルーデス・ブナグ・ササキ　昭和43年８月31日生
住所　大阪府豊中市利倉西２丁目13番16―104号
王琛　昭和57年６月４日生
住所　堺市中区深井東町198番地８
鞠萍　昭和63年11月４日生
住所　千葉県鎌ケ谷市右京塚７番42号
エマ・アギラー・コバヤシ　昭和27年９月28日生
住所　千葉県木更津市清見台東２丁目12番８号
グェン・タン・ドゥック　昭和63年９月19日生
住所　京都市西京区桂上野西町189番地
李守彦　昭和31年11月13日生
李茜　平成元年５月27日生
李淳　平成２年12月11日生
住所　横浜市瀬谷区中屋敷１丁目23番地17
酆卿順子　平成８年10月９日生
住所　川崎市川崎区大島５丁目28番５号
マリア・ジェリー・ペラハ・アオキ　昭和38年１月29日生
住所　川崎市川崎区大島５丁目28番５号
カズキ・ペラハ　昭和62年６月16日生
住所　東京都三鷹市井の頭４丁目24番９号
金英明　昭和45年４月16日生
住所　福岡県糟屋郡篠栗町大字和田832番地
張夢嬌　昭和62年９月25日生
住所　福岡県飯塚市赤坂846番地
李美穂　平成元年10月17日生
李勇太　平成５年９月17日生
住所　愛知県犬山市大字羽黒字子安13番地５
スーザン・ヒトミ・マダ　平成４年７月６日生
住所　大阪府八尾市南本町７丁目６番７号
レ・ゴック・フェン　昭和50年２月10日生
グェン・ティ・ジェム・ティー　昭和52年２月28日生
レ・グォク・ジン　平成12年２月３日生
レ・ミ・アイ　平成13年12月18日生
住所　名古屋市東区泉３丁目21番４号
谷麗穎　昭和61年11月４日生
住所　名古屋市千種区丸山町１丁目64番地
李香　昭和56年８月17日生
住所　京都市山科区西野山射庭ノ上町67番地45
斉美嬌　昭和59年４月６日生
住所　京都市左京区下鳴水口町60番地４
鄭節子　昭和27年６月25日生
住所　京都府宇治市木幡御園69番地１
金聖俊　昭和54年１月15日生
住所　東京都文京区千駄木３丁目12番22号
梁哲三　昭和38年３月18日生
嚴利恵　昭和42年５月30日生
梁千晴　平成６年４月17日生
梁直樹　平成10年10月15日生
住所　群馬県伊勢崎市豊城町1955番地20
ナタリア・アユミ・ニシマタ・ギボ　平成８年４月９日生
住所　埼玉県鴻巣市本町３丁目６番24―103号
金明男　昭和46年９月６日生

○外務省告示第二百六十八号

グアテマラ共和国政府は、昭和六十三年一月二十五日にストラスブールで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約」及び平成二十二年五月二十七日にパリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」の批准書を平成二十九年六月九日に経済協力開発機構事務総長に寄託した。よって、同条約及び同議定書は、平成二十九年十月一日にグアテマラ共和国について効力を生ずる。

（平成二十九年六月二十三日付け欧州評議会書簡）

平成二十九年七月二十八日　外務大臣　岸田　文雄

○財務省告示第二百五号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十九年六月二十三日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十九年七月二十八日　財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価格額面金額百円当たりの
利付国庫債券（物価連動・十年）	第二十回	二億円	百四円五十二銭
〃	〃	二十四億円	百四円五十三銭
〃	第二十二回	二十億円	百五円十七銭
〃	〃	二十億円	百五円二十銭
〃	〃	百億円	百五円二十二銭
〃	〃	三十五億円	百五円二十三銭
合計		二百一億円	

○文部科学省告示第百号

専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年七月二十八日　文部科学大臣　松野　博一

専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程の一部を改正する告示

専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成二十五年文部科学省告示第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の次に次の一項を加える。

２　専修学校は、前項の規定により認定された課程に関する情報の活用の促進に資するよう、当該認定された課程の情報をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第三条中「前条」の下に「第一項」を加える。

第四条中「第二条」の下に「第一項」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。